令和６年９月４日
子ども・若者部
子ども・若者支援課

世田谷区子ども条例の一部改正（素案）について

１　主旨

世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向け、子ども・子育て会議に「「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について」を諮問し、本年３月に答申を受け取った。この間の区議会での議論、子どもの声を聴きながら検討した結果や、こども基本法の施行などの動向を踏まえ、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例の一部改正（素案）をまとめたので報告する。

２　これまでの経過

令和４年５月～令和５年１月
子ども・子育て会議　子どもの権利部会での議論
（子ども条例と子ども施策の評価及び検証。全５回）

令和５年３月
子ども・子育て会議から、
「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を区へ提出

令和５年９月
子ども・子育て会議諮問
（「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について）

令和５年９月～令和６年２月
子ども・子育て会議子どもの権利部会及び子ども青少年協議会小委員会
（答申の議論。全７回）

令和６年３月
子ども・子育て会議答申

令和６年５月
子ども・若者施策推進特別委員会で条例骨子案を報告

令和６年６月～７月
子ども条例検討プロジェクト（前期検討会）の開催
（中高生世代の子どもたちが全４回の検討会で条文を考える。）

３　素案の内容

別紙１　「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）」

別紙２　新旧対照表

※前文、目標、権利カタログ（別紙１及び２のゴシック表記部分）については、令和５年度の「小学生・中学生アンケート」や、児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」などで子どもたちから聴いた意見などを踏まえて、中高生世代の子どもたちで構成する「子ども条例検討プロジェクト」で検討して条文を作成した。（別紙３参照）

４　骨子案から素案への変更点

素案は、骨子案に記載の内容を具体的に条文化したものであり、考え方を含めて変更となった点はない。

５　今後のスケジュール（予定）

令和６年	９月１５日～１０月１５日	
		パブリックコメント、 子ども・若者の声ポストによる意見募集
	１０月　８日	子どもの権利シンポジウムの開催
	１０月～１１月	子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）
	１２月	子ども・子育て会議（条例案の意見聴取）
令和７年	２月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例案）
		区議会第一回定例会（条例案の提案）
	４月	条例施行

別紙１

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）

世田谷区子どもの権利条例

平成13年12月10日条例第64号

改正

平成24年12月10日条例第82号
平成26年３月７日条例第14号
令和２年３月４日条例第11号
令和７年○月○日条例第○○号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　子どもの権利（第４条－第９条）
第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条－第14条）
第４章　基本となる政策（第15条―第24条）
第５章　子どもの権利擁護（第25条―第35条）
第６章　推進計画・推進体制・評価検証など（第36条－第39条）
第７章　雑則（第40条）
附則

前文

（子どもの想い）

世田谷のまちが好きです。
健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

自分の未来に希望をもちたいです。
さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。
安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。

自由に、学びたいことを探求したいです。
学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

大人に意見や想いを届けたいです。
自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

別紙１

（大人へのメッセージ）

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。

「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（区や大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

私たち区や大人は、子どもの想いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。

そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。

第１章　総則

（条例制定の趣旨）

第１条　この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第２条　この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

（１）まだ18歳になっていないすべての人

（２）この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人

２　この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。

別紙１

３　この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

４　この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。

５　この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。

６　この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

（条例の目標）

第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。

（１）子どもが考える**「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」**をつくります。

（２）子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。

（３）子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

第２章　子どもの権利

（基本となる権利）

第４条　平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。

（１）いかなる理由でも差別されない権利

（２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利

（３）生きる権利と成長・発達する権利

（４）自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明する権利

（自分らしくいられる権利）

第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分らしくいられ、差別を受けない権利

(2)平等に扱われる権利

(3)能力に応じて評価される権利

別紙１

（豊かに過ごす権利）

第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)今も将来も豊かに生きることができる権利

(2)自分のやりたいことを追求できる権利

(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4)自分が知りたい情報を得られる権利

（社会から守られ、支援を受ける権利）

第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)安全で安心して過ごすことができる権利

(2)生存に関する権利

(3)健康で暮らせる権利

(4)生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利）

第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利

(2)選択して自己決定できる権利

(3)自分らしく学び成長･発達できる権利

（意見を表明し、参加・参画することができる権利）

第９条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見を表明できる権利

(2)対話をして協働する権利

(3)地域に参画する権利

第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり

（保護者の役割など）

第10条　保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

２　保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。

別紙１

３　保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務）

第11条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。

２　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。

（区民・団体の役割）

第12条　区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

２　事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を整備していくため、配慮するよう努めなければなりません。

３　事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることがないよう、配慮に努めなければなりません。

（区の責務）

第13条　区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

２　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

（子どもにやさしいまちづくり）

第14条　区や子どもを含むすべての区民は、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

第４章　基本となる政策

（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重）

第15条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。

２　区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

３　区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

４　区は、子どもの意見や想いを大切に受けとめて、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

別紙１

（子どもの居場所づくり）

第16条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

２　区は、子どもが居心地がよく安心して過ごせることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。

（１）子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

（２）場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。

（３）自分のことを自分で決められること。

３　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境を整備します。

（虐待の予防など）

第17条　だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

２　区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

３　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

（いじめや差別の予防など）

第18条　だれであっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

２　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや差別があったときに、すみやかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

（貧困などの対策）

第19条　だれであっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

２　区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

別紙１

（健康と環境づくり）

第20条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

（子どもの権利学習の支援）

第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

２　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

（子育て支援ネットワークの形成）

第22条　区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

２　区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

（人材育成）

第23条　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

２　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。

（普及啓発）

第24条　区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

２　区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

３　区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。

第５章　子どもの権利擁護

（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）

第25条　区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

２　擁護委員は、５人以内とします。

３　擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

４　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。

５　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

別紙１

（擁護委員の仕事）

第26条　擁護委員は、次の仕事を行います。

（１）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

（２）子どもの権利の侵害についての調査をすること。

（３）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

（４）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

（５）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

（６）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

（７）活動の報告をし、その内容を公表すること。

（８）子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第27条　擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

２　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

３　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力など）

第28条　区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

２　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

３　区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

（相談と申立て）

第29条　子どものうち次に定めるものは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

（１）区内に住所を有する子ども

（２）区内にある事業所で働いている子ども

（３）区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

（４）子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

（調査と調整）

第30条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

別紙１

２　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

３　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

（要請と意見など）

第31条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

２　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。

３　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

４　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

５　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

６　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

７　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

（見守りなどの支援）

第32条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

（活動の報告と公表）

第33条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

（相談・調査専門員）

第34条　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

２　相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。また、子どもの権利に関する普及啓発活動についても、擁護委員とともに実施します。

３　擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

（擁護委員の庶務）

第35条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

別紙１

第６章　推進計画・推進体制・評価検証など

（推進計画）

第36条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

２　区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

３　区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

（推進体制）

第37条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

（国、東京都などとの協力）

第38条　区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

（評価検証など）

第39条　区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

２　区長は、評価検証などにあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第７章　雑則

（委任）

第40条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年４月１日から施行します。

附則（平成24年12月10日条例第82号抄）

１　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行）

附則（平成26年３月７日条例第14号）

この条例は、平成26年４月１日から施行します。

附則（令和２年３月４日条例第11号）

この条例は、令和２年４月１日から施行します。

附則（令和７年●月●日条例第●号）

この条例は、令和７年４月１日から施行します。

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）　【新旧対照表】

※青字ゴシック表記部分は、子どもが考えた条文です。

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
世田谷区子どもの権利条例 平成13年12月10日条例第64号 改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年３月７日条例第14号 令和２年３月４日条例第11号 令和７年○月○日条例第○○号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　子どもの権利（第４条－第９条） 第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条－第14条） 第４章　基本となる政策（第15条―第24条） 第５章　子どもの権利擁護（第25条―第35条） 第６章　推進計画・推進体制・評価検証など（第36条－第39条） 第７章　雑則（第40条） 附則	世田谷区子ども条例 平成13年12月10日条例第64号 改正 平成24年12月10日条例第82号 平成26年３月７日条例第14号 令和２年３月４日条例第11号 目次 前文 第１章　総則（第１条―第８条） 【新設】 【新設】 第２章　基本となる政策（第９条―第14条） 第３章　子どもの人権擁護（第15条―第24条） 第４章　推進計画と評価（第25条・第26条） 第５章　推進体制など（第27条―第31条） 第６章　雑則（第32条） 附則	**【条例の名称】** ◇子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の「子ども条例」に「権利」という文言を追加した名称に変更する。
前　文		
（子どもの想い） 世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 自分の未来に希望をもちたいです。 さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。 子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。 自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。 大人に意見や想いを届けたいです。 自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。	子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。 子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。 平成６年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。 このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。	**【前文】** ◇条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができる条例にするため、子どもが考えた（子どもの想い）、（大人へのメッセージ）をそのまま記載する。（青字ゴシック表記部分） ◇上記の子どもの想いなどを受けとめたうえで、区と大人の責務や決意表明を記載する。

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（大人へのメッセージ） 私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。 大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。 子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。 個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。 いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。 「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。 （区や大人の決意表明） 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。 私たち区や大人は、子どもの想いを大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。 そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。		

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
第１章　総則	**第１章　総則**	
（条例制定の趣旨） 第１条　この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定めるものです。	（条例制定の理由） 第１条　この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。	**【第１章　総則】** ◇「条例制定の趣旨（第１条）」については、本条例が子どもの権利を基盤にした条例を目指していることから、子どもの権利を保障することを明記する。 ◇「言葉の意味（第２条）」については、現行条例では、条例全体を通じて通用される文言の定義づけがなされておらず、疑義が生じかねないことから、様々な主体を新たに定義する。 ◊「子ども」については、一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人がいることを念頭に置き、範囲を広げてわかりやすい言葉で定義する。 ◊「大人」については、この条例を読んだ大人が、かつて自分が子どもだった時のことを思い出して、子どもの権利を自分ごととして捉えてほしいという思いを込めて定義する。
（言葉の意味） 第２条　この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。 （１）まだ18歳になっていないすべての人 （２）この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人 ２　この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。 ３　この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。 ４　この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。 ５　この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。 ６　この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。	（言葉の意味） 第２条　この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	
（条例の目標） 第３条　この条例の目標は、次のとおりとします。 （１）　子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。 （２）　子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの想いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。 （３）　子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。	（条例の目標） 第３条　この条例が目指す目標は、次のとおりとします。 （１）　子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。 （２）　子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。 （３）　子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。	◇「条例の目標（第３条）」については、子どもが考えた「目標」（青字ゴシック表記部分）を記載したうえで、大人の目標を記載する。 　大人の目標には、子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人ひとりがすでに権利をたくさん持っていることを示す必要があるため、これまでの記載に加えて、子どもの権利を実感できる文化と社会をつくることを明記する。

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
第２章　子どもの権利	【新設】	
（基本となる権利） 第４条　平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める４つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、すべての子どもに保障されなければなりません。 （１）いかなる理由でも差別されない権利 （２）子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 （３）生きる権利と成長・発達する権利 （４）自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明する権利	【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	【第２章　子どもの権利】 ◇現行条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な規定がない。当事者である子どもや、まわりの大人たちに子どもの権利について知ってもらい、地域のなかで着実に権利を保障していくため、子どもの権利を具体的に規定する。 ◇「基本となる権利（第４条）」については、子どもの権利条約に規定する４つの一般原則を引用し、区の子どもたちにとって基本となる権利を明記する。
（自分らしくいられる権利） 第５条　子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、差別を受けない権利 (2)平等に扱われる権利 (3)能力に応じて評価される権利	【新設】 【新設】 【新設】	◇「第５条～第９条」については、世田谷の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、網羅的かつ具体的に対応するため、子ども自身が考えた保障してほしい権利（青字ゴシック表記部）を各条文に個別に規定する。 （権利をカタログのように並べることから、「権利カタログ」と呼ばれる。） ◊第５条：平等権 ◊第６条：幸福追求権 ◊第７条：社会権 ◊第８条：自由権 ◊第９条：請求権・参政権
（豊かに過ごす権利） 第６条　子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	
（社会から守られ、支援を受ける権利） 第７条　子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して過ごすことができる権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（自分で自分のことを決める権利） 第８条　子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び成長・発達できる権利	【新設】 【新設】 【新設】	
（意見を表明し、参加・参画することができる権利） 第９条　子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見を表明できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	【新設】 【新設】 【新設】	
第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり	【新設】	
（保護者の役割など） 第10条　保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 ２　保護者は、子どものためを思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。 ３　保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。	（保護者の務め） 第４条　保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。 【新設】 【新設】	【第３章　子ども・子育てを支え合う地域づくり】 ◇現行条例で第１章「総則」に規定されている「保護者の務め（第４条）」、「学校の務め（第５条）」、「区民の務め（第６条）」、「事業者の務め（第７条）」、「区の務め（第８条）」について内容を見直し、本章で規定する。 ◇「保護者」や「区民」については、「務め」を「役割」に改める。一方、子どもが日常的に、活動する場となる「学校、子どもに関わる施設や団体」、「区」については、「務め」を「責務」に改める。 ◇「保護者の役割など（第10条）」については、日々子育てを頑張っている保護者に対し「務め」という表現は少し厳しいため「役割」に改める。 ◊保護者が良かれと思ってすることが、ときに、子どもの意思に反していることもあるので、保護者の価値観だけでなく、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えるということを新たに規定する（第２項）。 ◊保護者の孤立を防ぎ、子育てをしやすい環境づくりを後押しするため、地域で子育てを支えられる権利があることを記載する（第３項）。
（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務） 第11条　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。 ２　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。	（学校の務め） 第５条　学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（区民・団体の役割） 第12条　区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。	（区民の務め） 第６条　区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。	◇「区民・団体の役割（第12条）」については、すべての区民、団体、事業者には、子どもの権利が保障された地域づくりに努める役割があることを規定する。
２　事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を整備していくため、配慮するよう努めなければなりません。	（事業者の務め） 第７条　事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。	
３　事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることがないよう、配慮に努めなければなりません。	（雇い主の協力） ※第29条　雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 ２　雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。	
（区の責務） 第13条　区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 ２　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体、区民・団体と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。	（区の務め） 第８条　区は、子どもについての政策を総合的に実施します。 ２　区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。	
（子どもにやさしいまちづくり） 第14条　区や子どもを含むすべての区民は、子どもにやさしいまちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	（地域の中での助け合い） ※第30条　区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	
第４章　基本となる政策	**第２章　基本となる政策**	
【条項順を入れ替え：第20条】	*（健康と環境づくり）*	
【条項順を入れ替え：第20条】	*第９条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。*	
【条項順を入れ替え：第16条】	*（場の確保など）*	
【条項順を入れ替え：第16条】	*第10条　区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。*	
【条項順を入れ替え：第16条】	*２　区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。*	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重） 第15条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や想いを受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。 2　区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。	（子どもの参加） 【新設】 第11条　区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。	【第４章　基本となる政策】 ◇現行条例で、第２章「基本となる政策」に規定されている、「健康と環境づくり（第９条）」、「場の確保など（第10条）」、「子どもの参加（第11条）」、「虐待の禁止など（第12条）」、「いじめへの対応（第13条）」「子育てへの支援（第14条）」について、内容を改め引き続き本章で規定する。 ◇「子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重（第15条）」については、現行条例第11条「子どもの参加」を、より踏み込んだ内容に改める。 ◊多様な意見表明の場を確保するとともに、乳幼児など言語による意見表明ができない子どもの想いを受けとめることについて明記する。（第３項） ◊受けとめた思いを子どもたちにフィードバックすることについて規定する。（第４項）
3　区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。 4　区は、子どもの意見や想いを大切に受けとめて、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。	【新設】 【新設】	
（子どもの居場所づくり） 第16条　区は、子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。 2　区は、子どもが居心地がよく安心して過ごせることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。 （１）子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。 （２）場の一員である実感が持て、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。 （３）自分のことを自分で決められること。	（場の確保など） ※第10条　区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2　区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。 【新設】 【新設】 【新設】	◇「子どもの居場所づくり（第16条）」については、現行条例第10条「場の確保」を、より踏み込んだ内容に改める。子どもの権利を尊重した「子どもの居場所」に必要な要素などを明確に規定する。
3　学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境を整備します。	【新設】	
（虐待の予防など） 第17条　だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2　区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。	（虐待の禁止など） 第12条　だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2　区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
3　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。	3　区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。	
（いじめや差別の予防など） 第18条　だれであっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。	（いじめへの対応） 第13条　だれであっても、いじめをしてはなりません。	◇「いじめや差別の予防など（第18条）」や、「貧困などの対策（第19条）」については、いじめ、差別、貧困やヤングケアラーなど、社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たに規定する。
2　区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめや差別があったときに、すみやかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	2　区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	
（貧困などの対策） 第19条　だれであっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。 2　区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	
（健康と環境づくり） 第20条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	（健康と環境づくり） ※第９条　区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。	
（子どもの権利学習の支援） 第21条　区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 2　区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	◇「子どもの権利学習の支援（第21条）」については、子どもたちへの支援だけでなく、権利学習を実施する立場にある、子どもに関わる職員や区職員等が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるよう支援する必要があることについても規定する。
（子育て支援ネットワークの形成） 第22条　区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。 2　区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。	（子育てへの支援） 第14条　区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。 【新設】	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（人材育成） 第23条　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。	【新設】 【新設】	◇「人材育成（第23条）」については、条例の理念を実践していくためには、子どもの意見形成、意見表明をサポートする担い手となる人材の育成や循環が必須であることから、人材育成について規定する。 ◇「普及啓発（第24条）」については、本条例の認知度を高めていくため、子どもに対してだけでなく大人に対しても働きかけを行っていくことを明記する。また、気運を醸成するため新たに「世田谷区子どもの権利の日」を新たに定める。
２　区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。 | 【新設】 | |
（普及啓発）
第24条　区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。 | （啓発）
※第31条　区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。 | |
２　区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。 | 【新設】 | |
３　区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。 | 【新設】 | |
第５章　子どもの権利擁護 | 第３章　子どもの人権擁護 | |
（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）
第25条　区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。
２　擁護委員は、５人以内とします。
３　擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
４　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。
５　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。 | （世田谷区子どもの人権擁護委員の設置）
第15条　区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。
２　擁護委員は、３人以内とします。
３　擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
４　擁護委員の任期は３年とします。ただし、再任することができるものとします。
５　区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。 | 【第５章　子どもの権利擁護】
◇「子どもの権利」には、大人と同じ「人権＝人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため「人権擁護」という言葉を、「権利擁護」という言葉に改める。 |
（擁護委員の仕事）
第26条　擁護委員は、次の仕事を行います。
（１）　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
（２）　子どもの権利の侵害についての調査をすること。
（３）　子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
（４）　子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 | （擁護委員の仕事）
第16条　擁護委員は、次の仕事を行います。
（１）　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
（２）　子どもの権利の侵害についての調査をすること。
（３）　子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
（４）　子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。 | |

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（５）　子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 （６）　子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 （７）　活動の報告をし、その内容を公表すること。 （８）　子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。	（５）　子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 （６）　子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 （７）　活動の報告をし、その内容を公表すること。 （８）　子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。	
（擁護委員の務めなど） 第27条　擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 ２　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 ３　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	（擁護委員の務めなど） 第17条　擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 ２　擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 ３　擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	
（擁護委員への協力など） 第28条　区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 ２　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 ３　区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	（擁護委員への協力） 第18条　区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 ２　保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 【新設】	◇「擁護委員への協力など（第28条）」について、擁護委員の独立性を明記する。
（相談と申立て） 第29条　子どものうち次に定めるものは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 （１）　区内に住所を有する子ども （２）　区内にある事業所で働いている子ども （３）　区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども （４）　子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	（相談と申立て） 第19条　子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。 （１）　区内に住所を有する子ども （２）　区内にある事業所で働いている子ども （３）　区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども （４）　子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（調査と調整） 第30条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。	（調査と調整） 第20条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2　擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。	
3　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	3　擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	
（要請と意見など） 第31条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。 6　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	（要請と意見など） 第21条　擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2　擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3　要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4　要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5　擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。 6　擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7　擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	
（見守りなどの支援） 第32条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	（見守りなどの支援） 第22条　擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	
（活動の報告と公表） 第33条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	（活動の報告と公表） 第23条　擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
（相談・調査専門員） 第34条　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 ２　相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。また、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。 ３　擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	（擁護委員の庶務など） 第24条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。 ２　擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 ３　擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	◇「相談・調査専門員（第34条）」について、相談・調査専門員の位置づけと役割分担を明記する。
（擁護委員の庶務） 第35条　擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。		
第６章　推進計画・推進体制・評価検証など	**第４章　推進計画と評価**	
（推進計画） 第36条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 ２　区長は、推進計画をつくるときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 ３　区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。	（推進計画） 第25条　区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。 ２　区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 ３　区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。	**【第６章　推進計画・推進体制・評価検証など】** ◇現行条例では、第４章「推進計画と評価」、第５章「推進体制など」という構成になっているが、関連性が高いためひとつの章にまとめる。
（推進体制） 第37条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。	（推進体制） ※第27条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。	
（国、東京都などとの協力） 第38条　区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。	（国、東京都などとの協力） ※第28条　区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。	
（評価検証など） 第39条　区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。 ２　区長は、評価検証などにあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 *【削除】*	（評価） ※第26条　区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。 ２　区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 ３　区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。	◇「評価検証など（第39条）」については、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を子どもの権利保障の視点で行う第三者機関「（仮称）子どもの権利委員会」を新たに設置することを規定する。 ◊「（仮称）子どもの権利委員会」の細則については、別途制定予定の「（仮称）子どもの権利委員会設置条例」で定める。
【第６章に集約】 *【条項順を入れ替え：第37条】* *【条項順を入れ替え：第37条】* *【条項順を入れ替え：第38条】* *【条項順を入れ替え：第38条】* *【条項順を入れ替え：第11条第3項】*	*第５章　推進体制など* *（推進体制）* *第27条　区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。* *（国、東京都などとの協力）* *第28条　区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。* *（雇い主の協力）*	

改正条例（素案）	現行条例（引用条項との比較）	主な改正内容の説明
【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第14条】	第29条　雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 ２　雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。 （地域の中での助け合い）	
【条項順を入れ替え：第14条】 【条項順を入れ替え：第24条】 【条項順を入れ替え：第24条】	第30条　区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。 （啓発） 第31条　区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。	
第７章　雑則	第６章　雑則	
（委任） 第40条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	（委任） 第32条　この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	
附則 この条例は、平成14年４月１日から施行します。 附則（平成24年12月10日条例第82号抄） １　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行） 附則（平成26年３月７日条例第14号） この条例は、平成26年４月１日から施行します。 附則（令和２年３月４日条例第11号） この条例は、令和２年４月１日から施行します。 附則（令和７年●月●日条例第●号） この条例は、令和７年４月１日から施行します。	附則 この条例は、平成14年４月１日から施行します。 附則（平成24年12月10日条例第82号抄） １　この条例中第１条の規定は、平成25年４月１日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第２章の次に１章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年５月規則第64号で、同25年７月１日から施行） 附則（平成26年３月７日条例第14号） この条例は、平成26年４月１日から施行します。 附則（令和２年３月４日条例第11号） この条例は、令和２年４月１日から施行します。	

【条例全体にかかわるルール（①～③に関しては、前回改正までのルールを踏襲している。）】

① 本条例は、「子どもにもわかりやすい言葉遣い」をコンセプトとして作られているため、極力平易な言葉を使用する。
（例）「及び」は「と」に、「又は」は「や」に置き換えている。

② 前回改正までは、制定時と同様に、小学生国語辞典において習わない漢字を用いている熟語はルビを振り、熟語でないものは平仮名としたが、今回の改正ではすべての漢字にルビを振っている。

③ 原則として、条・項・号の引用をせずに規定するよう工夫している。（例外：条例素案　第34条第3項）

④ 改正にあたって、順番を入れ替えた条項については、現行条例の条項番号の頭に「※」を記載している。

⑤ 略称規定は前文、本文それぞれで規定する。
（例）前文：子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）
本文（第4条）：平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）

別紙３

子ども条例検討プロジェクト

中間報告書

（前期検討会のまとめ）

令和６年９月

世田谷区　子ども・若者部　子ども・若者支援課

１　趣旨

「世田谷区子ども条例」は制定から20年以上が経過し、令和3年4月に東京都子ども基本条例、令和5年4月にこども基本法が施行され、子どもの権利保障や子どもの意見表明・反映、子ども施策の評価・検証の仕組みなど、時代に適した内容への見直しが必要となったため、令和7年4月の改正条例施行に向けた議論を進めている。

今回の条例改正は、子ども・子育て会議の答申『「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について』（令和6年3月。以下「答申」という。）を踏まえて内容の検討を進めるものであり、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくこと」を目指し、子どもの声を反映するとともに、「権利」という文言を追加した条例名称への変更や、子どもたちが保障されるべき具体的な権利を条例に規定することなどについて検討を行う。

①「前文」について（答申 P.8 抜粋）

〇条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として活かすことができる条例にする必要があります。そのことをこの前文を通して、子どもたちに伝わる内容の記載が求められます。

〇以上のことから、前文は、世田谷区と大人の想いを込める部分と、子ども・若者の声を反映しその想いを込める部分（子どもを主語にした文章）をあわせたものにする必要があります。そのために、子ども・若者の声を聴き、また子ども・若者と大人との対話を継続していくことで、子ども・若者自身に前文を考えてもらう機会を設ける必要があります。

②「条例の目標」について（答申 P.12 抜粋）

〇条例の目標について検討プロセスなどについて、議論を深めました。前文と同様、目標についても子ども・若者自身に考えてもらう機会を設けることが必要と考えます。

〇子ども自身の思いを目標に入れることは非常に重要である一方で、子どもの意見が変わりやすいという点も考慮する必要があります。そのため、大人が子どものことを真剣に考えることを通して、子ども自身が大人や社会から大事にされていることを実感できることが大切であり、こうした常に大切な視点を踏まえ、子ども自身の思いを目標に反映させる必要があります。

③「子どもの権利」について（答申 P.6 抜粋）

〇世田谷区が基盤とすべき「子どもの権利」については、子どもの権利条約における4つの一般原則に加えて、世田谷区の子ども・若者の現状と課題を踏まえ、それ以外の権利を個別に規定することも求められます。そうすることで、世田谷区における今の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、子どもの権利保障に向けて網羅的かつ具体的に対応することが可能になるからです。

２ 前期検討会の実施概要

中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、令和５年度の「小学生・中学生アンケート」や、児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」などで子どもたちから聴いた意見などを踏まえて、子どもたちが条文案を検討した。

【検討内容】
① 条例の前文に掲載する子どもの声や想い
② 条例の目標とする子どもたちが考える区が目指すまちの姿
③ 世田谷の子どもたちが必要と考える子どもの権利

検討は、大学生世代の若者がグループワークのファシリテーターとなって子どもたちの想いを引き出し、子どもたちが主体となり行った。

（1）実施場所
池之上青少年交流センター

（2）プロジェクトメンバー
公募により集まった、中高生世代の子ども１５人

（3）運営メンバー
①ファシリテーター
大学生世代の若者（青少協の若者委員）
②ファシリテーターのサポート
「アップス」ユースワーカー
③アドバイザー
林　　大介 氏（浦和大学社会学部准教授）
久保田 純 氏（日本大学文理学部准教授）
④事務局
子ども・若者支援課計画担当

（4）実施回数
令和６年６月から７月にかけて全４回開催

3　前期検討会プロジェクトメンバーの公募

令和6年4月25日から5月31日の間、区 HP や児童館等へのチラシ配布により公募した。

４　前期検討会のスケジュールと検討内容

第１回　６月１３日（木）18:00－20:00

「子ども条例や子どもの権利について理解を深め、権利について考える。」

① オリエンテーション、子ども条例の説明等

② グループワーク（なんでやねん！すごろく）

③ グループワーク（強調したい子どもの権利　意見の拡散）

第２回　６月２０日（木）18:00－20:00

「子どもたち自身が考える条項について検討」

① グループワーク（前文に入れたい個々の思い　意見の拡散）

② グループワーク（権利カタログについて※第１回③グループワークの意見の集約）

第３回　７月４日（木）18:00－20:00

「子どもたち自身が考える条項について検討」

① 全員でのワーク（権利カタログについて　意見のまとめ）

② グループワーク（条例の目標「〇〇のまち」の検討　意見の拡散）

③ グループワーク（前文案の検討　意見の集約）

第４回　７月１１日（木）18:00－20:00

「子どもたち自身が考える条項案の完成」

① 全員でのワーク　●条例の目標「〇〇のまち」のまとめ

② 全員でのワーク　●前文のスタイルについて決定

●前文の仕上げ

③ 区長への報告会

５ グランドルール

子どもたちが安心して検討できる環境を確保するため、毎回、検討会の冒頭で以下のグランドルールを確認した。

（1）参加者のグランドルール

① ここでみんなが話をしたことは、あくまで「子どもの意見」として区が受けとめます。
誰が何を話したかについては分からないようにします。安心して話をしてください。
また、みんなもここでの話は、ここだけの話にしてください。

② ここにいる大人は、みんなの話を真摯に聴きます。
反論したり、意見を言ったりすることはないので、安心してください。
子ども同士も、自分と違う考えの人がいたら、こんな風に考える人もいるんだと、
相手を尊重してくれると嬉しいです。

③ ここで話をしたことは、区長をはじめ職員が受けとめ、条例に反映するよう努めます。

④ 話をしたくないときは、聞いているだけでも大丈夫です。

⑤ 人の意見を聴いて、何か思い出したりしたら、その意見もぜひ話してください。

（2）見学者のグランドルール

① 誰が何を話したかについては、ここだけの話にしてください。
写真や動画は撮らないでください。

② 話したことや、意見一つ一つをそのまま受け止め、尊重してください。

③ 見学用の場所からそっと見守ってください。

６ 「前文」の検討

（1）第2回検討会

〇他自治体の子ども条例「前文」を参考に、子どもたちに「前文」に書きたいことを考えてきてもらい、グループワークで発表してもらった。

（2）第3回検討会

〇第2回検討会で出た意見を事務局で文字起こしした資料を、事前にメンバーに共有したうえで、前文に入れたいキーワードを選んできてもらった。

　また、選んだキーワードや、自分で考えた言葉を使って、箇条書きのフレーズを考えてきてもらい、グループワークでカテゴリーごと、短文にまとめた。

〇「全般的な想い」

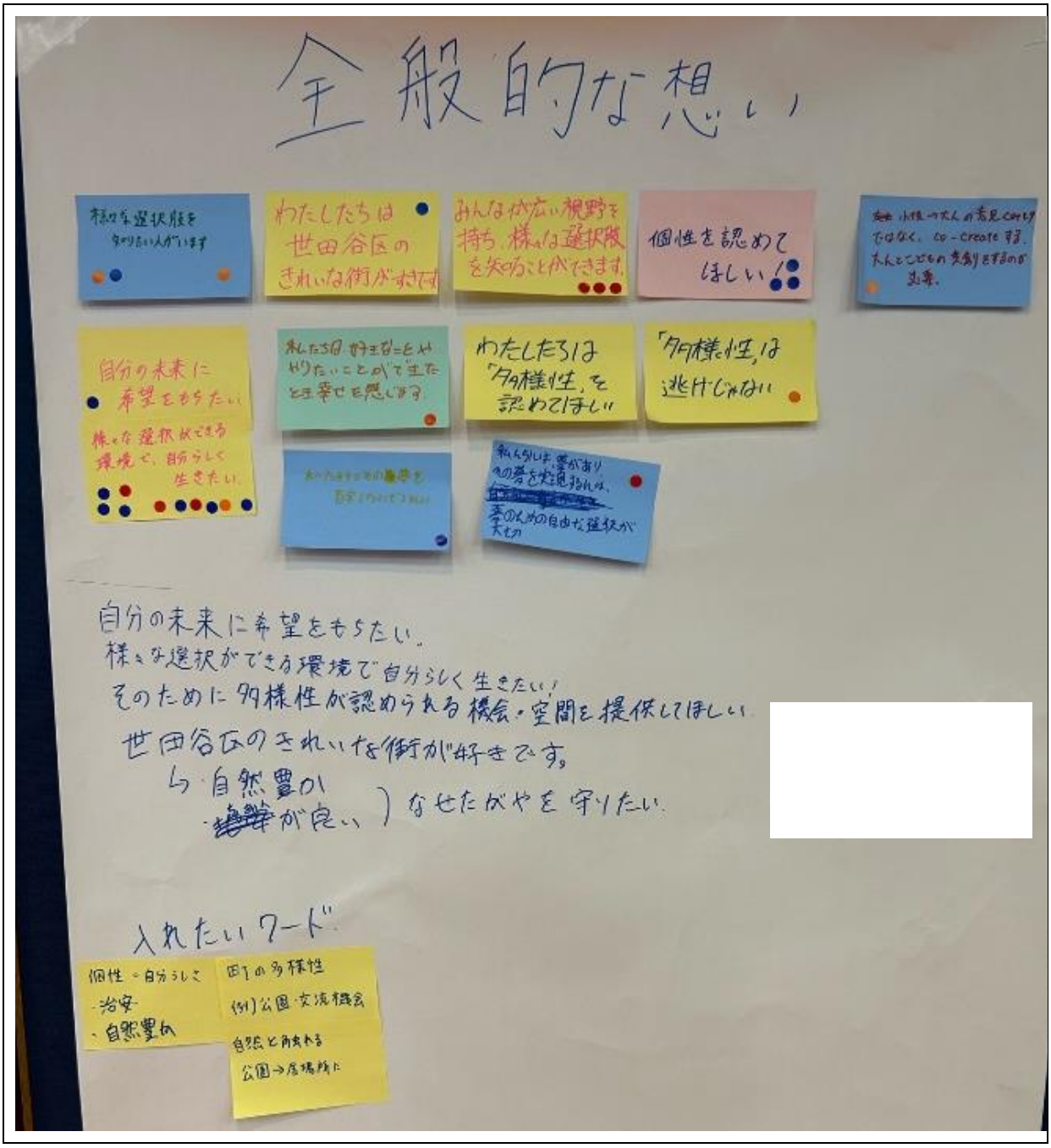

○「交流の機会や場所」

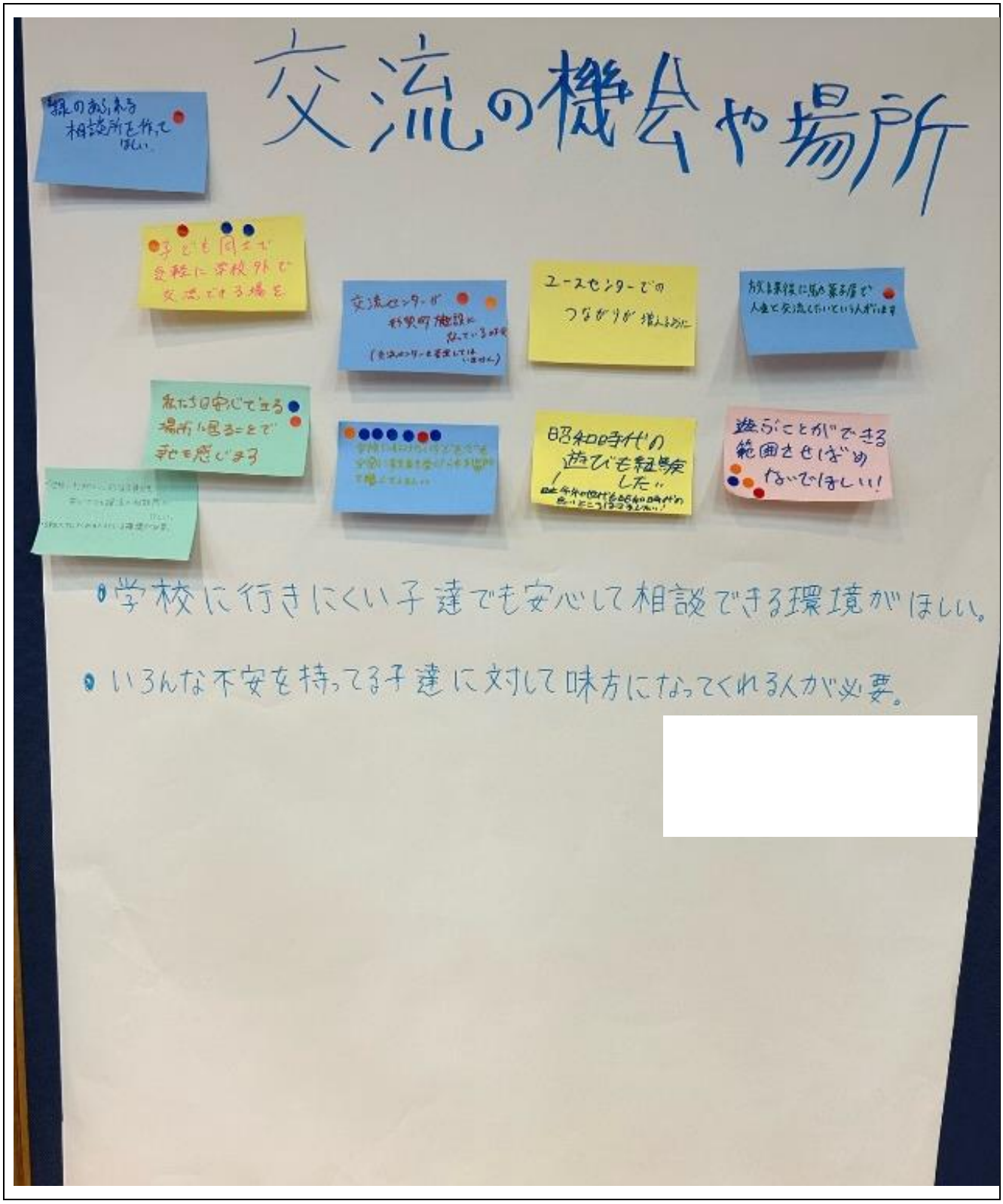
交流の機会や場所
子ども同士で
気軽に学校外で
交流できる場を
ユースセンターでの
つながりが増えるように
昭和時代の
遊びも経験
した!!
遊ぶことができる
範囲をせばめ
ないでほしい!
学校に行きにくい子達でも安心して相談できる環境がほしい。
いろんな不安を持ってる子達に対して味方になってくれる人が必要。

○「勉強や教育」

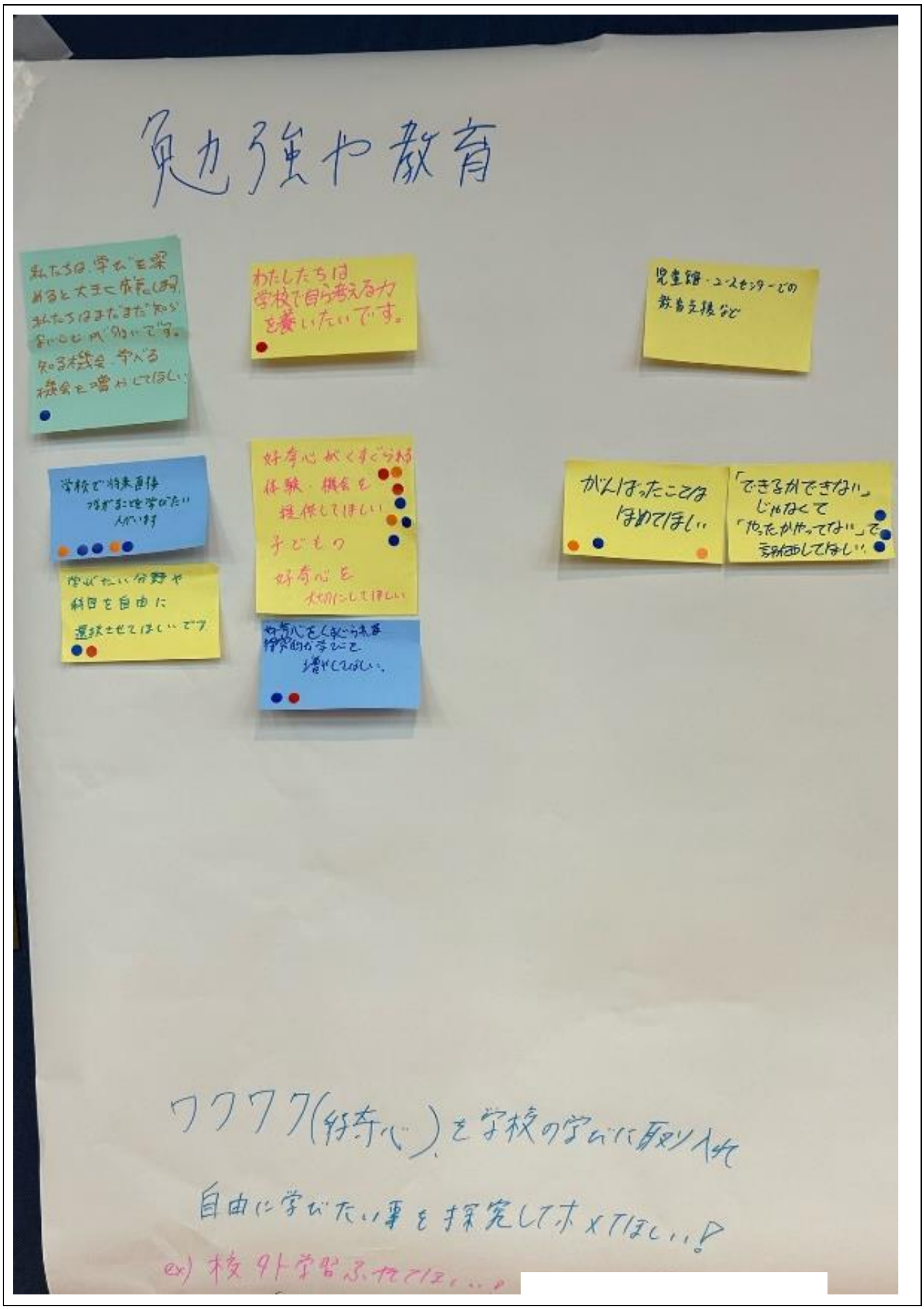
勉強や教育
私たちは、学び を深めると大きく成長します。私たちはまだまだ知らないことが多いです。知る機会、学べる機会を増やしてほしい
わたしたちは学校で自ら考える力を養いたいです。
児童館・ユースセンターでの教育支援など
学校で将来直接つながった学びたい人がいます
学びたい分野や科目を自由に選択させてほしいです
好奇心がくすぐられる体験・機会を提供してほしい
子どもの好奇心を大切にしてほしい
好奇心をくすぐられる探究的な学びを増やしてほしい。
がんばったことをほめてほしい
「できるかできない」じゃなくて「やったかやってない」で評価してほしい。
ワクワク(好奇心)を学校の学びに取り入れ
自由に学びたい事を探究してホシイほしい!
ex) 校外学習ふやせたらいい…!

○「参加や意見表明」

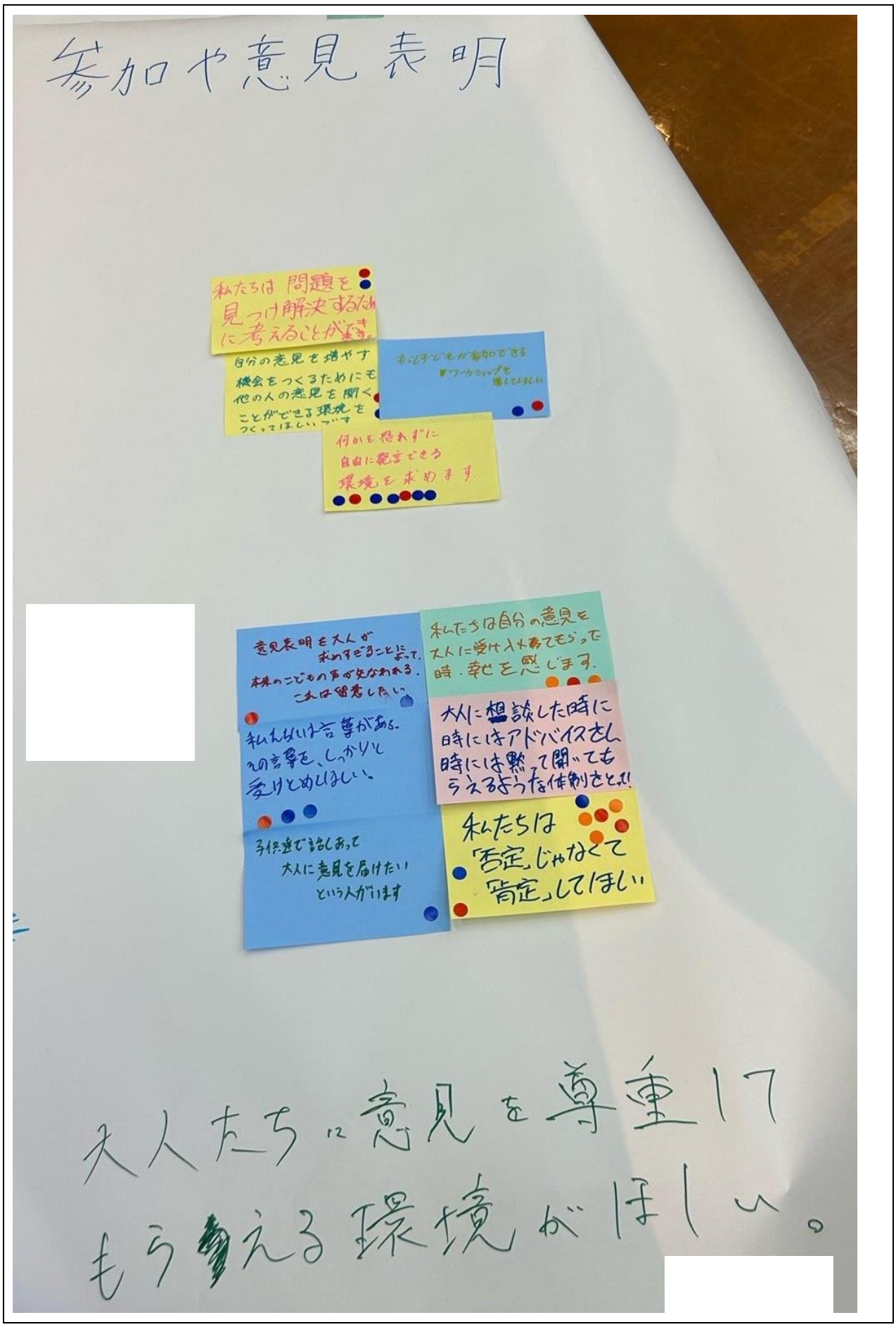
参加や意見表明
私たちは 問題を見つけ解決するために考えることができます。
自分の意見を増やす機会をつくるためにも他の人の意見を聞くことができる環境をつくってほしいです
何かを恐れずに自由に発言できる環境を求めます。
意見表明を大人が求めすぎることによって本来のこどもの声が失なわれる。これは留意したい。
私たちは自分の意見を大人に受け入れてもらった時、幸せを感じます。
私たちないし言葉がある。その言葉を、しっかりと受けとめてほしい。
大人に相談した時に時にはアドバイスをし時には黙って聞いてもらえるような体制をと!!
子供達で話しあって大人に意見を届けたいという人がいます
私たちは「否定」じゃなくて「肯定」してほしい
大人たちに意見を尊重してもらえる環境がほしい。

○「親や大人へのメッセージ」

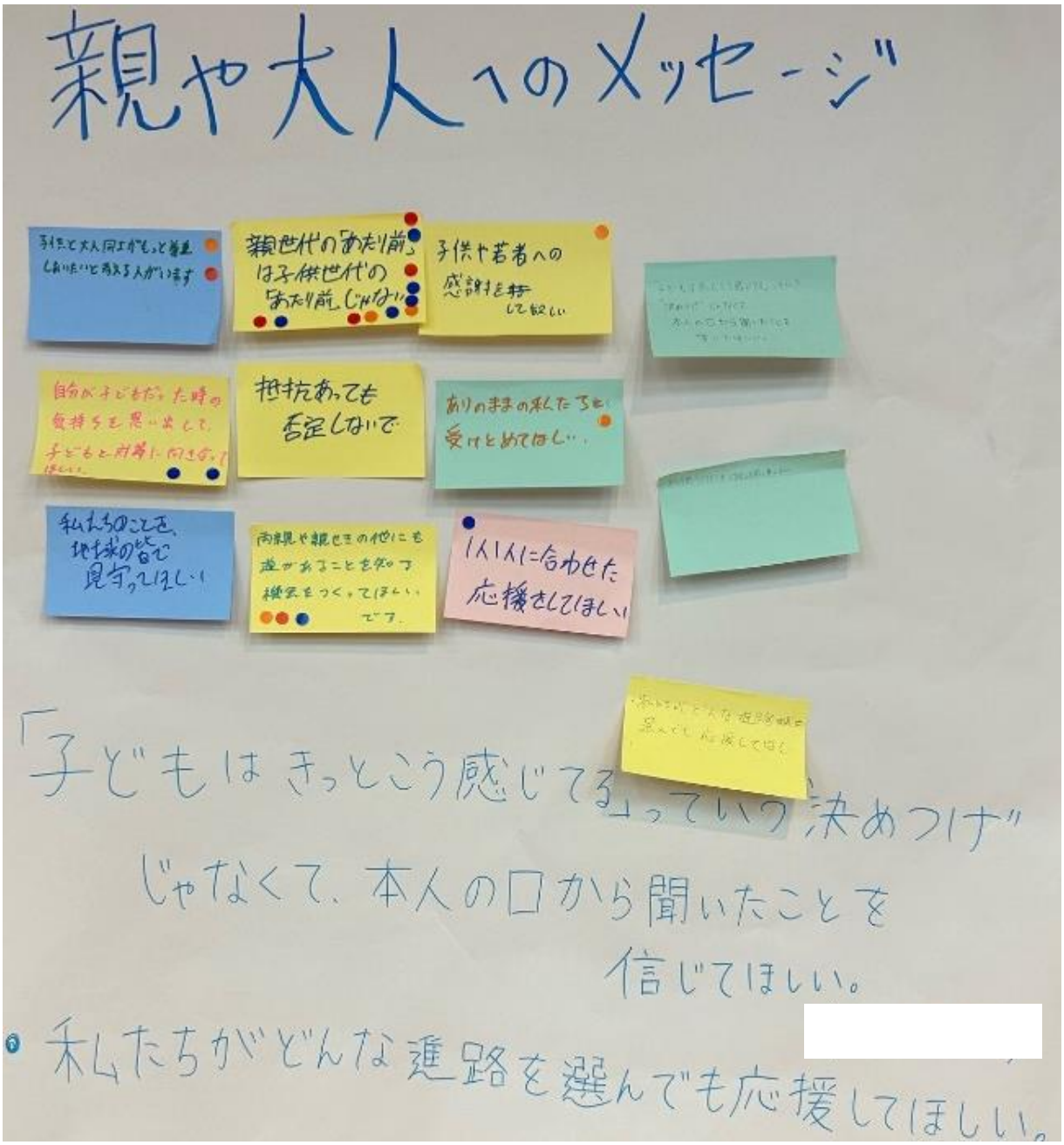

○上記模造紙を壁に貼り、メンバーそれぞれが良いと思った短文にシールを貼って投票した。

（3）第4回検討会

〇前文の書き方のスタイルについて検討を行った。

「最初に子どもの想いを全部語ってから、最後に大人へのメッセージを述べる」、

「子どもの想いと大人へのメッセージをカテゴリーごと、順番に並べる」といったスタイル（2パターン案）を比較しながら、どちらの方が自分たちの想いが伝えられるかを議論を交わして、書き方を決定した。

〇第3回検討会で多数の投票のあった短文を並べ、全体ワークで議論して前文をまとめた。

（4）完成した「前文」

（子どもの想い）

世田谷のまちが好きです。
健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。
自分の未来に希望をもちたいです。
さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。
子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。
安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。
自由に、学びたいことを探求したいです。
学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。
大人に意見や想いを届けたいです。
自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

（大人へのメッセージ）

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。
大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。
大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。
大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。
子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。
個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。
好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。
すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。
いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。
「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。
私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

7 「条例の目標」の検討

（1）第3回検討会

〇令和5年度に小学生・中学生アンケートや、児童館などで行った「〇〇のまち」について考えるワークショップで出た意見などを紹介したうえで、世田谷区が目標としてほしい「〇〇のまち」を考えてきてもらい、グループワークで発表してもらった。

〇「〇〇のまち」を並べた模造紙を壁に貼り、メンバーそれぞれが良いと思ったものにシールを貼って投票した。

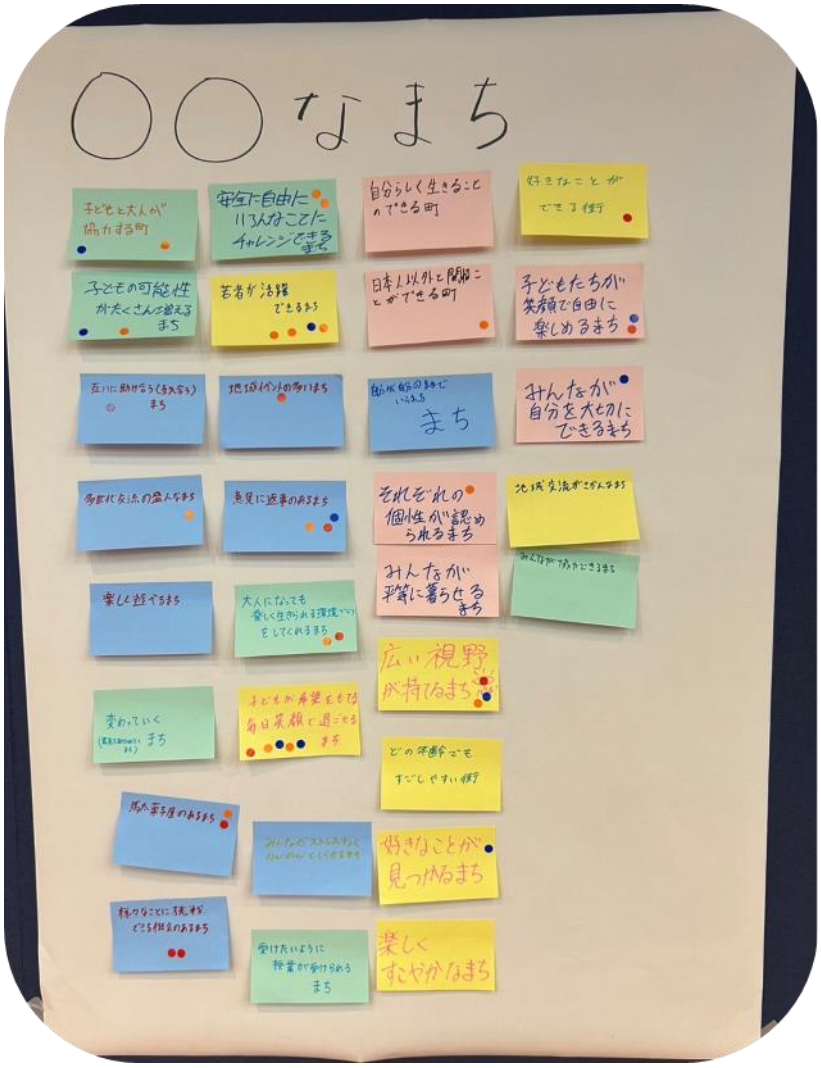

（2）第4回検討会

〇第3回で多数の投票のあった「〇〇のまち」を中心に、全体ワークで意見交換を行い、条例の目標をまとめた。

（3）完成した「条例の目標」

みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち

８ 「子どもの権利」の検討

（1）第１回検討会

〇日常生活の中で疑問に思うことや感じること（自分が思う「なんでやねん！」）をグループワークでたくさん出しあった。

（2）第2回検討会

〇第1回検討会ででた「なんでやねん！」を権利に置き換え、権利の分類ごとにわけるグループワークを行った。

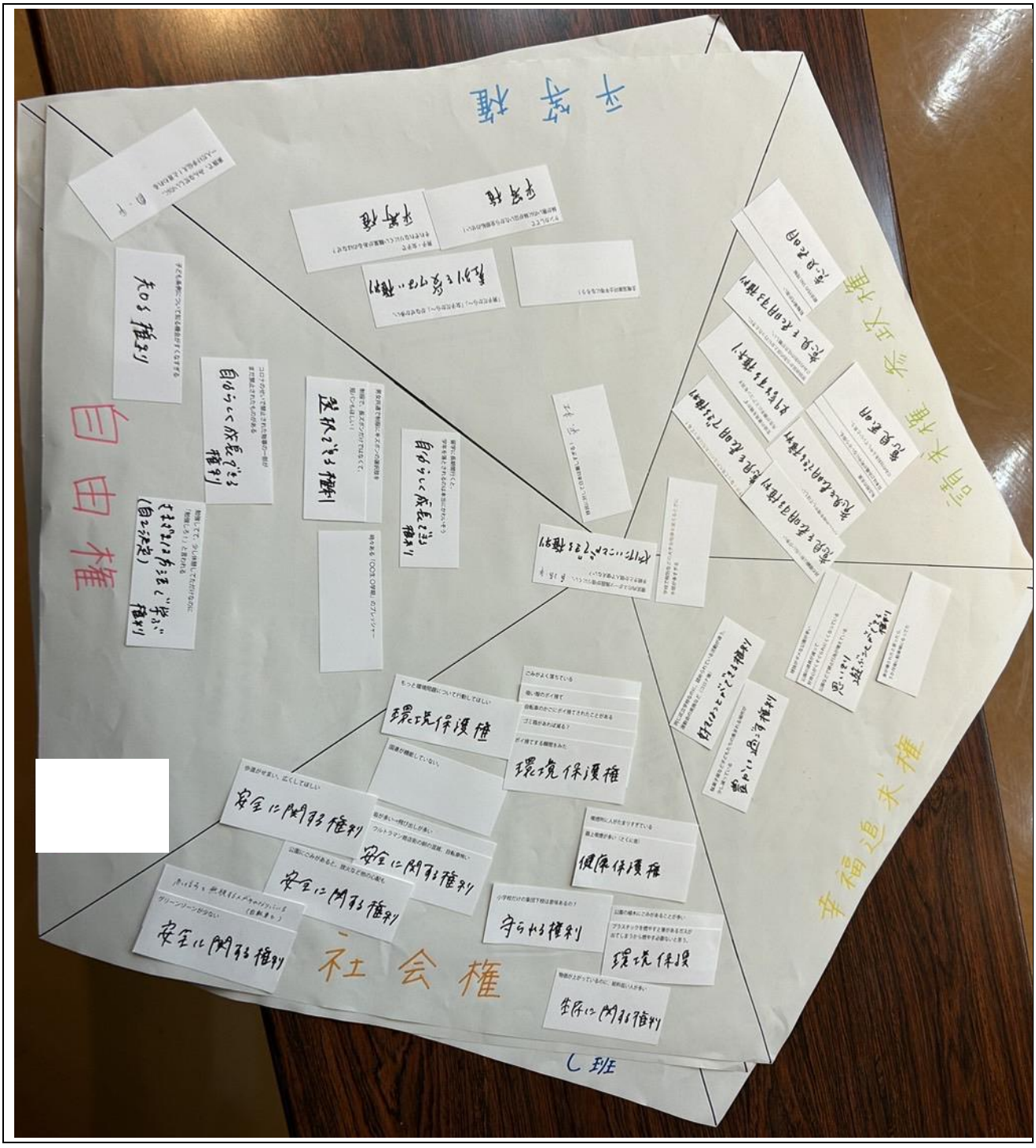
平等権
学習権
学習権
自由権
知る権利
自らいく成長できる権利
選択できる権利
自らいく成長できる権利
学ぶ権利
（自ら決定）
環境保護権
環境保護権
安全に関する権利
安全に関する権利
安全に関する権利
安全に関する権利
社会権
守られる権利
健康保護権
環境保護
生存に関する権利
幸福追求権
思いきり遊ぶことできる権利
好きなことできる権利
自由に遊ぶ権利
意見を表明する権利
意見を表明する権利
意見を表明する

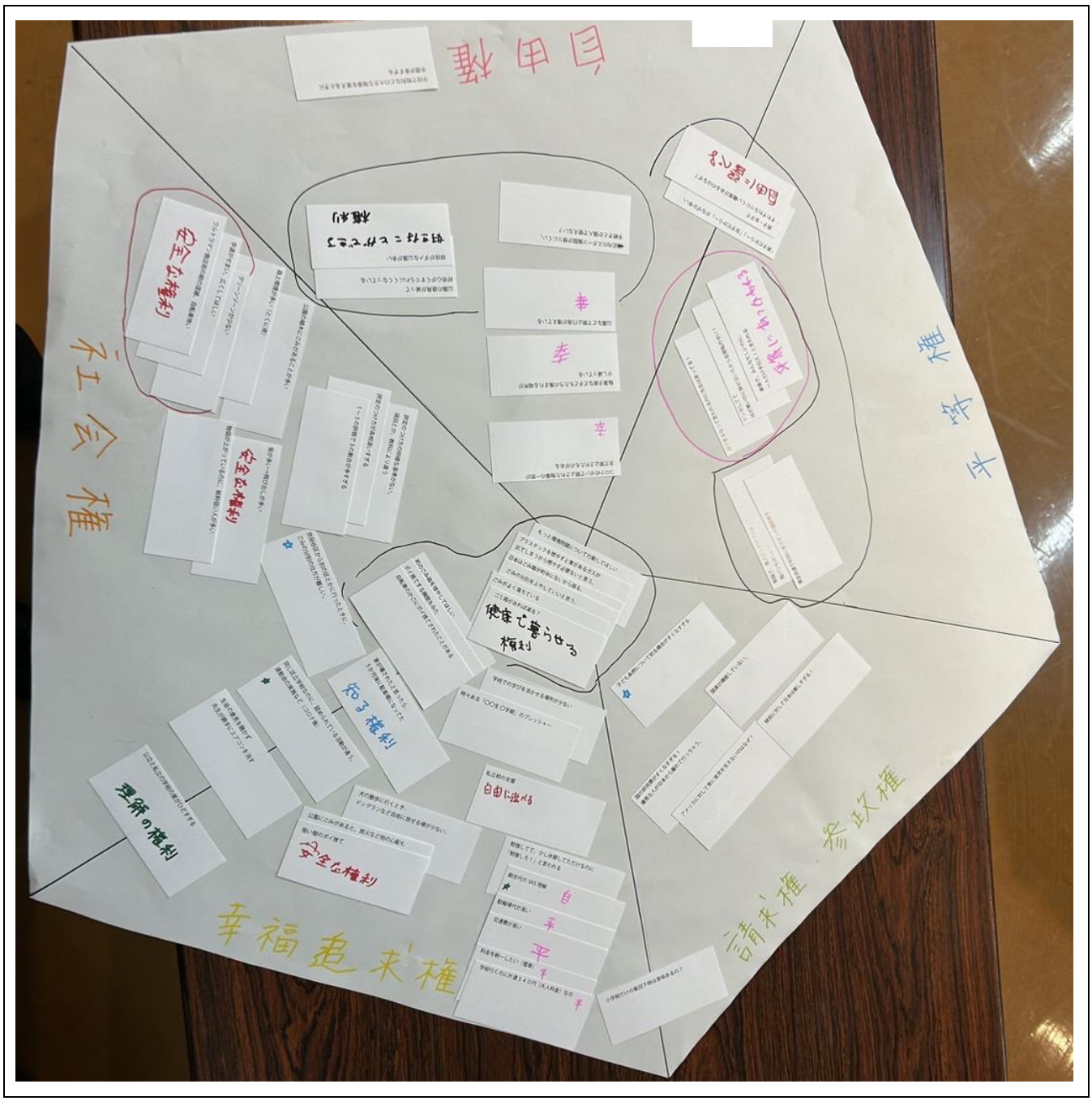
自由権
自由に暮らす
生存権
保障しあうもの
幸
幸
幸
他人を傷つけない
他人を傷つけない
他人を傷つけない
社会権
安全性権利
安全性権利
知る権利
幸福追求権
安全性権利
理解の権利
自由に遊ぶ
請求権・参政権

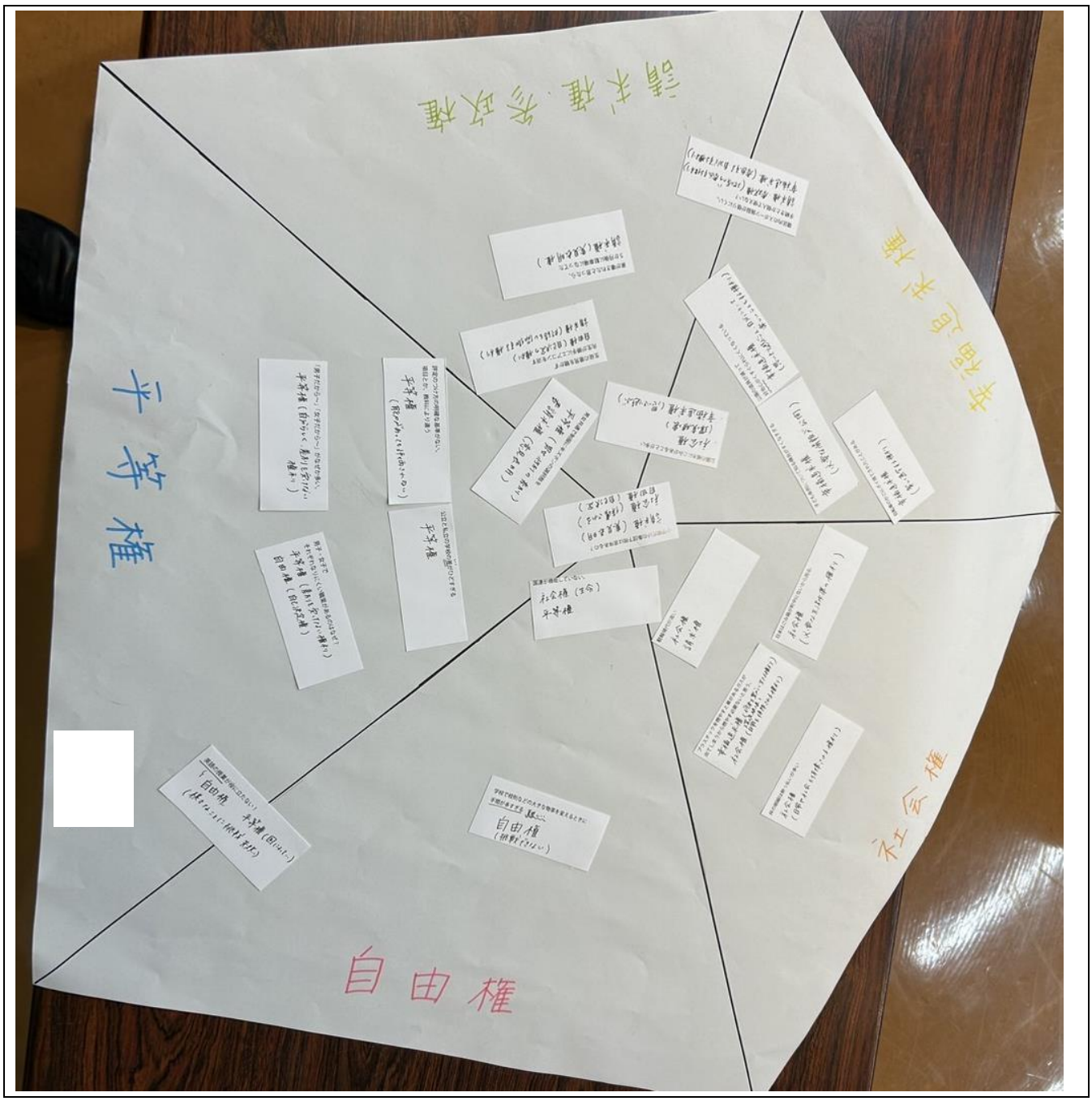

（3）第3回検討会

〇第2回検討会で分類分けした権利について、似たものをまとめるなどして整理を行った。
そのうえで、全体ワークの中で条例に載せたい権利を選んで、権利カタログをまとめた。

（4）完成した「子どもの権利」

（自分らしくいられる権利） ※平等権
（1）自分らしくいられ、差別を受けない権利
（2）平等に扱われる権利
（3）能力に応じて評価される権利

（豊かに過ごす権利） ※幸福追求権
（1）今も将来も豊かに生きることができる権利
（2）自分のやりたいことを追求できる権利
（3）思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利
（4）自分が知りたい情報を得られる権利

（社会から守られ、支援を受ける権利） ※社会権
（1）安全で安心して過ごすことができる権利
（2）生存に関する権利
（3）健康で暮らせる権利
（4）生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利） ※自由権
（1）様々なことに挑戦して失敗できる権利
（2）選択して自己決定できる権利
（3）自分らしく学び成長・発達できる権利

（意見を表明し、参加・参画することができる権利） ※請求権・参政権
（1）意見を表明できる権利
（2）対話をして協働する権利
（3）地域に参画する権利

9 「子ども条例検討プロジェクト」後期検討会の開催について

後期検討会として「子ども条例検討プロジェクト」を再度開催し、素案の内容を子どもたちにフィードバックする。（10 月～11 月に開催予定。）

後期検討会では、議会での議論や、9月に実施するパブリックコメント、子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）に寄せられた意見や、令和6年度に児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」で出た意見を踏まえ、素案に記載した内容の再検討を行う。